

◆住居確保給付金支給額の算出(例)

【例1】単身世帯。アパートの貸主には73,000円支払っている。73,000円の内訳は、賃料70,000円、管理費3,000円である。申請月の給与（総支給額）は80,000円である。給与以外の収入はない。

支給額=53,700円

★「世帯の収入合計額」はこの世帯の場合、給与総支給額の80,000円で、<表A>の「基準額」（単身世帯は84,000円）以下であるため、実際の家賃額（貸主に支払っている73,000円のうち賃料にあたる70,000円）と「制度上の支給限度額」（単身世帯は53,700円）を比較してより低額な方の金額が支給額となる。

【例2】夫、妻、子ども（小学生）の3人世帯。アパートの貸主には93,000円支払っている。93,000円の内訳は、賃料90,000円、管理費3,000円である。申請月の就労収入は、夫200,000円、妻30,000円（いずれも給与総支給額）。就労収入のほかに児童手当（月額10,000円）が支給されている。

支給額=22,000円

家賃90,000+基準額172,000-世帯の収入合計額240,000=22,000円 ←より低額
制度上の支給上限額69,800円（3人世帯）

★実際の家賃額（貸主に支払っている93,000円のうち賃料にあたる90,000円）に<表A>の基準額（3人世帯は172,000円）を加えた金額から、世帯の収入合計額240,000円（夫給与200,000円+妻給与30,000円+手当10,000円）を差し引いた額=22,000円と制度上の支給限度額（3人世帯は69,800円）を比較してより低額な方の金額が支給額となる。

【例3】夫、妻、子2人（21歳・大学生と13歳・中学生）、夫の母親の5人世帯。アパートの貸主には158,000円支払っている。158,000円の内訳は、賃料153,000円、管理費5,000円である。申請月の就労収入は、夫の給与200,000円、妻のパート代30,000円、長子のアルバイト代30,000円（いずれも総支給額）。就労収入のほかに夫の母親の年金1か月あたり42,000円、児童手当（月額10,000円）が支給されている。

支給額=69,800円

家賃153,000+基準額255,000-世帯の収入合計額312,000=96,000円
制度上の支給上限額69,800円（5人世帯） ←より低額

★実際の家賃額（貸主に支払っている158,000円のうち賃料にあたる153,000円）に<表A>の基準額（5人世帯は255,000円）を加えた金額から、世帯の収入合計額312,000円（夫給与200,000円+妻パート代30,000円+長子アルバイト代30,000円+夫の母親年金月額42,000円+手当10,000円）を差し引いた額=96,000円と制度上の支給限度額（5人世帯は69,800円）を比較してより低額な方の金額が支給額となる。

※ 計算式「実際の家賃額（※2）+<表A>の基準額 - 世帯の収入合計額（※1）」で計算した結果が0以下（マイナス）になる場合は、対象外です。

※ 収入要件は、「住居確保給付金 チェックリスト2（収入要件）」を使ってご確認ください。